8朝監公表第23号

地方自治法第199条の規定による定期監査（行政監査を含む）の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令　和　8　年　11　月　2　日

朝倉市監査委員　　田原　誓成
朝倉市監査委員　　半田　雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲　令和8年度予算執行状況及び事務事業執行状況
（補助金及び契約事務は、令和7年度・令和8年度）

対象部局　税務課

指　摘　事　項	措　置　状　況
〔文書管理事務〕 封筒印刷業務において、本来部長決裁とすべき実施伺の決裁区分が、課長決裁となっていた。	事務決裁規程の認識不足により、決裁区分を誤って設定していました。 今後は、課内で事務決裁規程を再確認し、決裁区分の誤りが無いよう十分に注意し適正な事務処理に努めます。